

新潟市障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における障がい者の雇用の促進及びその職業の安定を図るとともに、市内にその意義を広めることを目的として、市が行う物品等の調達において、市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達することを推進するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第3号に規定する重度身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第5号に規定する重度知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年省令第38号）第1条の4第1号の規定に該当する精神障害者をいう。

(2) 常用雇用労働者数 一の事業所における1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、かつ1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）のうち、次に掲げる労働者の人数の合計（法第43条第8項の規定（法附則第3条第2項に規定する除外率に係る部分を除く）により算出したもの）をいう。

ア 雇用期間の定めのない労働者

イ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される労働者であっても、雇用期間が反復更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる労働者

ウ 日々雇用される労働者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる労働者

(3) 障がい者多数雇用事業者 次のいずれにも該当する者であって、第5条第2項の規定による登録を受けた者をいう。

ア 新潟市競争入札参加者名簿に登録されていること。

イ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であって、市内に事業所を有すること。

ウ 市内に有する事業所において登録を希望する年度（以下、「登録年度」という。）の前年度の6月1日における障がい者実雇用率（雇用する障がい者の数（法第43条第3項から第5項まで及び法第70条の規定により算出したもの。以下、「雇用障がい者数」という。）の常用雇用労働者数に対する割合を百分率で表したもの（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が、法定雇用率（法第43条第2項に規定する障害者雇用率をいう。以下同じ。）の

2 倍以上であり、かつ雇用障がい者数が 2 人以上であること。

(障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達)

第 3 条 市長は物品等の調達（製造の請負，財産の買入れ及び役務の調達をいう。以下同じ。）にあたっては，当該調達に係る契約の予定価格が新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 26 条の表に定める額を超えない額で随意契約を締結しようとするときは，障がい者多数雇用事業者を契約の相手方とするよう努めるものとする。

ただし，対象となる随意契約の物品等は，1 つの障がい者多数雇用事業者につき別表のとおりとする。

2 市長は物品等の調達にあたって指名競争入札を実施する場合は，指名業者に障がい者多数雇用事業者を選定するよう努めるものとする。

(登録の申請)

第 4 条 障がい者多数雇用事業者の登録を受けようとする者は，新潟市障がい者多数雇用事業者登録申請書（別記様式第 1 号）に必要書類を添え，市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は，登録年度の前年度の 3 月 1 日から 3 月 15 日まで（登録年度の開始後の登録を希望する場合は，登録を希望する月（以下，「登録希望月」という。）の前月 15 日まで）に提出するものとする。

(登録等)

第 5 条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，その結果を新潟市障がい者多数雇用事業者登録審査結果通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は，前項の規定による審査の結果，適当と認める場合は，申請者を障がい者多数雇用事業者として登録するものとする。

(登録の有効期間)

第 6 条 登録の有効期間は，登録年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし，登録日が登録年度の開始後の場合は，登録希望月の 1 日から登録年度の 3 月 31 日までとする。

(変更の届出)

第 7 条 障がい者多数雇用事業者は，次の各号に掲げる事項に変更があったときは，速やかに新潟市障がい者多数雇用事業者変更届（別記様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の名称

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(廃業等の届出)

第8条 障がい者多数雇用事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに新潟市障がい者多数雇用事業者廃業届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 法人の場合にあつては、合併その他の理由により消滅し、若しくは解散し、又は営業の全部を廃止したとき。

(2) 個人の場合にあつては、営業の全部を廃止したとき。

(登録の取消)

第9条 市長は、障がい者多数雇用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第3号ア、イ又はウの規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(3) 法令違反等、不適切な事実があると市長が認めたとき。

(4) 第12条の規定に应じないとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消した事業者について、登録有効期間の翌年度の3月31日までは登録を行わないものとする。

(名簿の公表)

第10条 市長は、障がい者多数雇用事業者の事業所の名称、住所、登録物品等を記載した新潟市障がい者多数雇用事業者名簿（別記様式第5号）を作成し、公表するものとする。

(調達に関する公表)

第11条 市長は、第3条の規定による物品等の調達の実施状況について、物品調達等状況一覧表（別記様式第6号）により公表するものとする。

(実地調査等)

第12条 市長は、障がい者多数雇用事業者に対して、申請書に記載された障がい者の雇用状況等の内容を確認するため、現地調査を実施することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年3月1日から施行する。

- 2 平成20年度の障がい者多数雇用事業者の登録を希望する者は、平成20年3月1日から登録の申請することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年3月1日から施行する。

- 2 平成25年度の障がい者多数雇用事業者の登録を希望する者は、平成25年3月1日から登録申請することができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第2条(3)ウの規定のうちの雇用する障がい者数の割合は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後について適用し、施行日以前については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3号ウの規定は、登録日がこの要綱の施行の日以後のものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にある改正前の別記様式第1号から別記様式第4号までの規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが出来る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 平成30年度の障がい者多数雇用事業者の登録を希望する者は、平成30年3月1日から登録申請することができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第2条(3)ウの規定のうちの雇用する障がい者数の割合は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後について適用し、施行日以前については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条(3)ウの規定のうちの雇用する障がい者数の割合は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後について適用し、施行日以前については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 令和6年度の障がい者多数雇用事業者の登録を希望する者は、令和6年3月1日から登録申請することができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第2条(3)ウの規定のうちの雇用する障がい者数の割合は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後について適用し、施行日以前については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年3月1日から施行する。
- 2 令和7年度の障がい者多数雇用事業者の登録を希望する者は、令和7年3月1日から登録申請することができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第2条第2号に規定する労働者数、同条第3号ウに規定する雇用する障がい者数の割合、及び第4条第2項に規定する申請書の提出期限は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後について適用し、施行日以前については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表

障がい者実雇用率	常時雇用する障がい者の実人数のうち 重度身体障がい者，重度知的障がい者及 び精神障がい者の実人数の占める割合	登録できる品目数 (物品・役務)
法定雇用率の 2 倍以上 4 倍未満		いずれか 1 品目まで
法定雇用率の 4 倍以上 8 倍未満	1/2 未満	いずれか 1 品目まで
	1/2 以上	合わせて 2 品目まで
法定雇用率の 8 倍以上	1/2 未満	合わせて 2 品目まで
	1/2 以上	合わせて 3 品目まで